

議案第 13 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第4条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 租税特別措置法の改正による引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。

(第2条)

- (2) 「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の改正に伴い、課税免除及び不均一課税の前提となる計画の認定を受ける期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。また、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を2年から3年へ1年延長する。

(第4条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 4 号

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17
年大田市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表温泉津一般廃棄物処分場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正に関する説明資料

1 改正の理由

一般廃棄物処理施設の閉場に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

一般廃棄物処理施設のうち「温泉津一般廃棄物処分場」を削る。

現行	改正後
大田し尿処理場	大田し尿処理場
大田可燃物中間処理施設	大田可燃物中間処理施設
大田リサイクルセンター	大田リサイクルセンター
温泉津一般廃棄物処分場	[削除]
大田容器包装リサイクルセンター	大田容器包装リサイクルセンター
大田市不燃物処分場	大田市不燃物処分場

(別表)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 15 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例制定について

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成17年大田市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ インターネット広告業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市企業立地奨励条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

島根県企業立地促進条例施行規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

助成金の交付対象とする業種を改める。

現行	改正後
ア 製造業	ア 製造業
イ ソフトウェア業	イ ソフトウェア業
ウ 情報処理・提供サービス業	ウ 情報処理・提供サービス業
エ インターネット附随サービス業	エ インターネット附随サービス業
オ コールセンター業	オ インターネット広告業
カ データセンター業	カ コールセンター業
キ シェアードサービス業	キ データセンター業
ク 非破壊検査業	ク シェアードサービス業
ケ 機械設計業	ケ 非破壊検査業
コ その他産業支援サービス業のうち市長が認める事業	コ 機械設計業
	サ その他産業支援サービス業のうち市長が認める事業

(第4条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 16 号

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大田市火入れに関する条例（平成17年大田市条例第175号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市火入れに関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

申請者からの申請について押印を不要とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

火入れの許可申請書から押印欄を削る。

(様式第1号)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 17 号

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年大田市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 法第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）があること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 引用条項の移動に伴い、条文の号番号を改める。

(第2条)

(2) 入居資格要件について、里子についても同居親族に準ずる者として同要件を満たすものとする。

(第6条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 18 号

大田市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

大田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田市附属機関設置条例（令和4年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

おおだ教育魅力 化推進会議	教育の魅力化の推進に関すること。	15人 以内
石見銀山遺跡整 備検討委員会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に関するこ と。	15人 以内

」を「

おおだ教育魅力 化推進会議	教育の魅力化の推進に関すること。	15人 以内
大田市学力育成 協議会	学力育成の推進に関すること。	15人 以内
石見銀山遺跡整 備検討委員会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に関するこ と。	15人 以内

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

大田市附属機関設置条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市の小・中学校の学力育成、特に高校段階において理系選択が可能な学力と関心を身に付けた子どもたちを育成するために、子どもたちが通う小・中学校をチームで支える附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

附属機関に大田市学力育成協議会を追加する。

(別表第1)

3 施行期日

令和4年7月1日から施行する。

議案第 19 号

令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線
東側工事請負契約の締結について

次のとおり、令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線東側工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線東側工事の請負 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 324,500,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 黒徳建設・堀工務店特別共同企業体
代表者
大田市大田町大田イ 289 番地 3
黒徳建設株式会社
代表取締役 黒瀬 清司 |

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線
東側工事請負契約の締結に関する説明資料

- 1 入札日時 令和4年5月24日 午後1時40分
- 2 予定価格 324,819,000円
- 3 落札価格 324,500,000円
- 4 入札参加業者（2社）
黒徳建設・堀工務店特別共同企業体
東幸建設株式会社

議案第 20 号

令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一
南側工事請負契約の締結について

次のとおり、令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一南側工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野 弘 和

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一南側工事の請負 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 190,300,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | はたの産業・須山商事特別共同企業体
代表者
大田市大田町大田イ 660 番地 13
株式会社はたの産業
代表取締役 波多野 瑠璃子 |

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一
南側工事請負契約の締結に関する説明資料

- 1 入札日時 令和4年5月24日 午後1時50分
- 2 予定価格 194,925,500円
- 3 落札価格 190,300,000円
- 4 入札参加業者（2社）
はたの産業・須山商事特別共同企業体
東幸建設株式会社

議案第 2 1 号

令和 4 年度消防通信指令システム更新整備工事請負契約の
締結について

次のとおり、令和 4 年度消防通信指令システム更新整備工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 4 年度消防通信指令システム更新整備工事の請負 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 3 1 3, 0 6 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 広島県広島市西区南観音 5 丁目 1 1 番 1 2 号
株式会社富士通ゼネラル
中四国情報通信ネットワーク営業部
部長 島崎 浩成 |

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年度消防通信指令システム更新整備工事請負契約の
締結に関する説明資料

- 1 入札日時 令和4年5月24日 午後1時30分
- 2 予定価格 326,557,000円
- 3 落札価格 313,060,000円
- 4 入札参加業者（1社）
株式会社富士通ゼネラル 中四国情報通信ネットワーク営業部